

あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会設置要綱

(目的)

第1 青森県における、高齢者の福祉に関する施策の推進に当たり、あおもり高齢者すこやか自立プラン（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画・青森県介護給付適正化計画・青森県認知症施策推進計画）の策定、進行管理及び評価を行うとともに、広く関係者から高齢者の福祉に関する意見を求めるため、あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) あおもり高齢者すこやか自立プランの策定、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 介護保険制度における公平・公正な要介護認定の確保を図るための方策など、制度全般に関する課題等の検討に関すること。
- (3) その他本県における高齢者の福祉の推進に関すること。

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる関係団体等をもって構成し、委員は、原則として当該関係団体等から推薦された者について知事が委嘱する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 協議会は、必要に応じて健康医療福祉部長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員が会議に出席できないときは、その委員の指名する者がその職務を代理することができる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5 協議会に、第2に掲げる事務のうち委任された事項について専門的に調査及び検討を行うためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、会長が指名する委員及び別に委嘱する専門委員をもって構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員のうちから、会

長が指名する。

- 4 座長は、ワーキンググループを主宰し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるとき、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 ワーキンググループの会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、健康医療福祉部高齢福祉保険課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。

別表（第3関係）

学識経験者	1	福祉分野（県内大学）
福祉団体	10	青森県介護支援専門員協会
		青森県介護福祉士会
		青森県社会福祉協議会
		青森県社会福祉士会
		青森県ホームヘルパー連絡協議会
		青森県老人クラブ連合会
		青森県老人福祉協会
		青森県老人保健施設協会
		日本認知症グループホーム協会青森県支部
		認知症の人と家族の会青森県支部
保健医療団体	10	青森県医師会
		青森県栄養士会
		青森県看護協会
		青森県言語聴覚士会
		青森県作業療法士会
		青森県歯科医師会
		青森県歯科衛生士会
		青森県精神保健福祉協会
		青森県薬剤師会
		青森県理学療法士会
その他関係団体	3	青森県国民健康保険団体連合会
		青森県市長会
		青森県町村会

（団体種別毎に 50 音順に記載）